様式第六（第５条第４項関係）

供給確保計画の変更認定書

年　　月　　日

殿

農林水産大臣　　名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 10 条第１項の規定に基づき　　年　　月　　日付けで変更の認定の申請があった供給確保計画について、同条第３項において準用する同法第９条第４項の規定に基づき認定します。

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２．申請のあった変更認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第七（第５条第５項関係）

供給確保計画の変更の不認定通知書

年　　月　　日

殿

農林水産大臣　　名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 10 条第１項の規定に基づき　　年　　月　　日付けで変更の認定の申請があった供給確保計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

第明治三二十種五郵年三月三十一可日
物認